

議案第38号

備前市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

備前市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和7年2月19日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

備前市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成27年備前市条例第23号)の一部
を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 職員が部分休業(備前市職員の育児休業等に関する条例(平成17年備前市条例第47号)第8条に規定する部分休業、備前市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年備前市条例第36号)第2条に規定する高齢者部分休業及び休暇等条例第15条の3に規定する子育て部分休業をいう。)又は介護休暇(休暇等条例第15条に規定する介護休暇をいう。)若しくは介護時間(休暇等条例第15条の2に規定する介護時間をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号参考資料

備前市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(給与の減額) 第17条 (略) 2 職員が部分休業(備前市職員の育児休業等に関する条例(平成17年備前市条例第47号)第8条に規定する部分休業、備前市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年備前市条例第36号)第2条に規定する高齢者部分休業及び休暇等条例第15条の3に規定する子育て部分休業をいう。)又は介護休暇(休暇等条例第15条に規定する介護休暇をいう。)若しくは介護時間(休暇等条例第15条の2に規定する介護時間をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額) 第17条 (略) 2 職員が備前市職員の育児休業等に関する条例(平成17年備前市条例第47号)第8条に規定する部分休業又は休暇等条例第15条に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。